

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目次

- ◇ 告 示
 保険医の登録
 保険薬剤師の登録
 被爆者一般疾病医療機関の指定
 土地改良の解散
 土地改良事業計画の適否の決定(四件)
 開発行為に関する工事の完了
 土地区画整理法による換地処分を行なった旨の届出
- ◇ 公 告
 昭和四十八年度鳥取県職員採用初級試験の実施
 地方職員共済組合の昭和四十七年度決算の要旨
- ◇ 雑 報

告 示

鳥取県告示第五百九十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
水 正 美	鳥医第一、七八九号	昭和四十八年八月六日

鳥取県告示第五百九十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年八月二十四日

鳥取県知事 知 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
家 森 好 恵	鳥薬第二七七号	昭和四十八年八月八日

鳥取県告示第五百九十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三

十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十八年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十八年八月十日	米川外科医院	米子市両三柳八八〇の一

鳥取県告示第五百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したため、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	事 務 所 の 所 在 地
鳥取市桜谷土地改良区	鳥取市桜谷
泊村原	東伯郡泊村原
泊村石脇	東伯郡石脇
所 子	西伯郡大山町所子
大山村豊房	西伯郡大山町佐摩

鳥取県告示第五百九十九号

昭和四十八年七月二日付で北条町長から申請のあつた土地改良(国坂東地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年八月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百号

昭和四十八年七月六日付で大栄町長から申請のあつた土地改良(思案橋地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年八月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百一号

昭和四十八年七月二十七日付で日野町長から申請のあつた土地改良(下榎地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年八月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二号

昭和四十八年七月三十日付で東郷町長から申請のあつた土地改良(赤畑地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年八月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年

法律第百号)第三十六條第三項の規定により告示する。

昭和四十八年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十八年五月二十四日 鳥取県指令受都計第百三十一号

二 陳発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字中畦

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市今市町八二七

山陰ナショナル製品販売株式会社

代表取締役 渡 部 弘一郎

鳥取県告示第六百四号

桜谷土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十八年八月十日換地処分を行なった旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十八年八月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

昭和48年度鳥取県職員採用初級試験の実施について、次のとおり公告す

る。

昭和48年8月24日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用人員	勤務先及び職務内容
一般事務(A)	約2名	知事又は教育委員会の事務部に勤務し、一般事務に従事します。
一般事務(B)	約8名	知事、教育委員会又は県警察の事務部に勤務し、男子をあてゐるのにふさわしい一般事務又は業務に従事します。
学校事務	約3名	西部地区(米子市、境港市、西伯郡及び日野郡)に所在する県立学校、市町村立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
林業	1名	知事の事務部に勤務し、技術的業務に従事します。
土木	若干名	知事の事務部に勤務し、技術的業務に従事します。

2 受験資格

(1) 学歴

学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別

試験区分	年 齢 及 び 性 別
一般事務(A) 学校事務	昭和25年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた者で、男女の別を問いません。
一般事務(B) 林 業 土 木	昭和25年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた者で、男子に限ります。

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

一般事務(A)、一般事務(B)及び学校事務については教養試験及び作文試験を、林業及び土木については教養試験及び専門試験を高等学校卒業程度において、また、すべての試験区分について適性検査を次の方

法により行ないます。

ア 教養試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行ないます。

イ 作文試験 主として文章による表現力、まとめ方等について試験を行ないます。

ウ 専門試験 試験区分に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて択一式により行ないます。

なお、試験問題は、次の分野から出題されます。

試験区分	分 野
林 業	森林經理、森林法規、育林、伐木運材、砂防、測量、木材加工、林産製造
土 木	数学、応用力学、水理学、測量、土木材料、土質、土木施工、土工、通路

エ 適性検査 公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行ないます。

(2) 試験日時及び試験場

試 験 日 時	試験地	試 験 場
昭和48年10月14日(日)	鳥取市	鳥取市東町2丁目112
受付時間 8時10分から8時35分まで		鳥取県立鳥取西高等学校
試験開始 8時45分から	米子市	米子市錦町1丁目103 鳥取県立米子西高等学校

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 試験区分ごとに教養試験、作文試験、専門試験及び適性検査の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、作文試験、専門試験及び適性検査のうちいずれかが一定の合格基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表 昭和48年10月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

(2) 試験日時及び試験場

昭和48年11月上旬に鳥取市に行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

6 最終合格者の発表

昭和48年11月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されたいえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者

が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間とします。

(3) 給与は、原則として給料月額37,500円が支給され、その後は定期に昇給します。

また、上記給与のほかに諸手当として、扶養手当(配偶者2,400円、子のうち2人まで800円(配偶者を欠く職員の子のうち1人1,600円)、その他400円)、期末、勤勉手当(1年間に給料月額等の約4.8月分)、通勤手当(最高6,000円)、住居手当(最高3,000円)、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

なお、給与はこのところ毎年改訂されてきたのが例であり、例えば昭和47年度の初級試験合格者の実際の採用当初(昭和48年4月1日)の支給額を当時の試験案内に記載されていた額と比較すると、試験案内では32,100円でありましたが実際には37,500円となりました。したがって、上記の給料月額も同様に増額されることも予想されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局で交付します。郵便で申込書を請求する際は、封筒の表に「初級請求」と朱書し、あて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込方法

受験申込書に必要な事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級受験」と朱書してください。なお、受験票は、後日郵送しますから受験票の

「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、10円切手をはつてください。

(3) 受付期間

昭和48年9月1日(土)から昭和48年9月30日(日)まで受け付けます。郵便による場合は、9月30日(日)までの消印のあるもの限り受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゆうおん注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して20円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。

雑 報

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき、昭和47年度決算の要旨を公告する。

昭和48年8月24日

地方職員共済組合理事長 松 島 五 郎

昭和47年度決算要旨

1 組合の概況

(1) 組合に属する地方公共団体の数

都道府県	47
一部事務組合	17
地方開発事業団	5
計	69

(2) 組合員数、給料(俸給)月額及び被扶養者数

組合員種別	区分		被扶養者数
	組合員数	給料(俸給)月額 千円	
一 地方公務員	384,451人	29,143,565	566,874人
	16,708	1,206,589	26,257
般 国家公務員	2,077	111,513	1,191
組 合 職 員	311	25,589	757
員 職員団体専従職員	353,547	30,487,256	595,079
計	46	8,510	80
知 事 組 合 員	2	370	7
短 期 組 合 員	1,309	111,227	3,326
船 員 一 般 組 合 員	2	196	5
船 員 総 統 組 合 員	計	354,906	30,607,559
合 計	86,241円	598,497	1,69
組合員1人当たりの計数			

備考 1 組合員数及び被扶養者数は、昭和48年3月末におけるものであること。

2 給料(俸給)月額は、昭和48年3月におけるものであり、掛金の基礎となつたものであること。

(3) 各経理単位の設置支部数

短期経理	48
長期経理	48
業務経理	47
保健経理	47
医療経理	24
宿泊経理	47
貯金経理	14
貸付経理	48
物資経理	12

2 各経理単位の決算概要

沖繩の本土復帰に伴い、公務員等共済組合等で保有していた財産を「沖繩の復帰に伴う公務員等共済組合等の権利義務の承継等に関する政令」(昭和47年政令第98号)第3条第1項及び第2項の規定により、公務員等共済組合等にかかる代表者より資産総額2,330百万円、負債総額583百万円の移換を受けた。

なお、主たる経理の決算概要は、次のとおりである。

(1) 短期経理

前年度は、保険医総辞退の影響により医療費の伸びが鈍化し、1,772百万円の当期利益金を計上したが本年度は、昭和47年2月の医療費改定による影響を受けたこと等により、当期利益金は492百万円と前年度に比べ1,280百万円の減少となった。

なお、当期利益金のうち309百万円は不足金補てん積立金に積み立てた。これにより年度末における当該積立金は2,043百万円となり、

翌年度への繰越剰余金は795百万円となった。

(2) 長期経理

本年度における給付費は19,625百万円で前年度に比較し27.2%増とほぼ前年度と同様の伸び率となった。

一方負担金、掛金は、50,118百万円で前年度に比較し20.4%の増となった。

この結果、年度末資産総額は、256,864百万円と前年度末に対し46,122百万円の増加となった。その運用状況は、次のとおりである。

ア 預貯金、各種信託、有価証券及び資金運用部預託金等

108,521百万円 (42.25%)

イ 職員住宅の設置資金及び宿泊医療施設設置のための貸付金

44,796百万円 (17.44%)

ウ 組合員への貸付金等

103,547百万円 (40.31%)

(3) 保健経理

組合員の健康増進を図るため、人間ドック、健康診断、予防接種等疾病、予防事業を重点的に実施するほか保健施設として海の家、山の家、運動場等の経営を実施するとともに、各種のレクリエーション事業を実施したが、その費用の総額は、773百万円となった。そのほか医療経理及び宿泊経理等における運営費等を補てんするために556百万円を繰入れた。

(4) 医療経理

本年度末における施設は病院1、結核病棟3及び診療所21の計25施設であり、収入総額616百万円のうち289百万円が組合員の診療対価によつて占められている。

なお、当期利益金は19百万円であるが、当期利益金に財産処分損を加算し、財産処分益及び繰入金を減算した經常損益では10百万円となる。

(5) 宿泊経理

本年度末における施設は宿泊所、保養所及び職員会館79施設であり、これらの施設で4,492百万円を収入し、当期利益金は、327百万円となった。

宿泊利用率は、前年度より若干増加し62.0%となった。

また、当期利益金に財産処分損を加算し、財産処分益及び繰入金等

を減算した經常損益では逆に168百万円の赤字となっている。

(6) 貸付経理

組合員貸付金は、前年度末より21,802百万円増加し、本年度末貸付金総額は103,763百万円となった。なお、組合員の住宅建設及び土地取得等のための組合員の貸付金は、貸付金総額の95.7%を占める99,276百万円である。

貸付件数は13万件と前年度末より1万件増加しており、また、1件当たり貸付金額は778千円となっている。

3 損益計算書及び貸借対照表の概況は、次表のとおりである。

損 益 計 算 書 概 況 (自昭和47年4月1日～至昭和48年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	経理単位		業 務	保 健	医 療	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
	短 期	長 期							
(損 失)	23,829	19,625	285	39	225	1,488	57	108	321
給 付			—	773	1	22	—	—	2
役員報酬・職員給与			108	30	11	77	12	34	18
厚生						290			4,541
旅 費						1,361			123
品 仕 入					257	249	1	3	9
薬品・医療材料費			5	14	19	312	1,158	4,973	23
飲食材料費					1				
原 価 消 却 費						1,324		198	196
そ の 他 の 支 出		32	91	34	82		21		

貸 借 対 照 表 概 況 (昭和48年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	経理単位	短期	長期	業務	保健	医療	宿泊	貯金	貸付	物 資
(借 方)										
現金・預貯金	1,831	2,949	172	837	155	1,421	328	331	127	
現金	50	6,213	7	96	61	194	70	70	2	
未収金・売掛金	34	72	4	19	28	149	1	1	650	
その他の流動資産	744	2,191	8	21	28	363	578	25	299	
組合員貸付金								103,763		
建物・構築物				76	200	6,039				
土地				38	30	1,574				
建設仮勘定					7	878				
その他の固定資産	10	1,782	38	71	172	742	9	24	89	
貸付信託	4,156	91,821		30	9	7	4,951			
有価証券・有価証券		110,245					13,438			
信託・証券投資		38,098								
長期投資		3,493								
投 預										
計	6,825	256,864	343	1,311	496	11,367	19,375	104,144	1,167	
(貸 方)										
組合員貯入金	15	218	12	64	23	414	18,169	180	468	
その他の流動負債										
長期借入金			45		10	6,642	803	103,134	414	

